

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①施設の情報

名称：郡山市母子生活支援施設ひまわり荘	種別：母子生活支援施設		
代表者氏名：所長 西村徹也	定員（利用人数）：38世帯（5世帯12名）		
所在地：福島県郡山市希望ヶ丘1-17			
TEL：024-951-0880	ホームページ： http://koriyama-fj.sakura.ne.jp/		
【施設の概要】			
開設年月日：昭和23年5月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団			
職員数	常勤職員：3名	非常勤職員 4名	
専門職員	（専門職の名称）	名	
	施設長	1名	母子支援員 1名
	母子支援員	1名	少年指導員 2名
	事務員（母子支援員）	1名	医師（嘱託） 1名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	居室38、浴室1、集会室1、事務室1		

②理念・基本方針

【理念】

児童福祉法に基づき入所母子に対し問題解決の場として、支援と援助を行い自立促進を目指すことを目的とする。

- (1) 児童憲章の精神に沿って、児童が心身ともに健やかな成長が保障されるためのよい環境づくりに努力する。
- (2) 母子を社会の共同生活に適応するように努めると共に、自分の生活は自分の力で、また自分の責任において適正な判断のもとに、処理できる能力や考え方を養うと共に、社会に適応していけるように努力する。
- (3) 職員は、常に豊かな人間性と専門的知識を身につけ、健康でこれらの運営方針を共通に理解し、それぞれの分担を心得たうえで協力し合うものとする。

【基本方針】

◎具体的に、

心身ともに健全な生活を樹立することに留意しながら、施設の内外の関係者と融和・協調を図り、生活の質の向上に努め、自分の事は自分で処理できるように自立の促進に努力する姿を求めるものである。

◎そのために、

母子が各々の目標をもち、目標を自覚しながら努力できるよう支援する。
また、職員は、その目標に向かって個々に適した支援をするとともに、職員の共通理解

と協働を大切にします。

入所者個々に最適な支援を探る努力を模索するとともによりその役割を課すものとする。

③施設の特徴的な取組

職員は、「自分たちには専門性が足りないのではないか」と自信が持てないままに支援に当たっている様子が伺えるが、ひまわり荘に越して来て職員の対応が支えになったことから「将来、母子生活支援施設の職員になって役に立ちたい」と進路を決めた子どもがいるという事実は、いかに常日頃から利用者本位の支援の取組みが行われているかを実証している。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年5月1日（契約日） ～ 平成29年12月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成26年度）

⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

⑥評価調査者研修修了番号

2203、B16005・S16006

⑦総評

◇特に評価の高い点

【改善に取り組む積極的な意識と姿勢】

3年前に第三者評価を受審後その結果を分析し、利用者へのわかり易く見やすい資料づくりやマニュアルを作成するなど、限られた範囲内ではあるが積極的にかつ柔軟な姿勢で真剣に課題に取り組んできた。代表的なものとしては、理念や基本方針をきちんと区別してわかり易い表記へと改善し、利用者からも支援の基となる姿勢が見えるようになった。

また、毎年実施する自己評価の結果から年度の改善目標を設定し、計画的に業務改善に取り組む等、改善への意識が高い。

【利用者ニーズの把握の徹底】

母親の健康、金銭管理、子育てや対人関係、就労などについての状況やニーズ確認のために年に4回の定期面談を実施し、母親の主体性を尊重した自立支援計画が作成され、定期的に見直しが行われている。子供へは年に2回の面談を行い、成長や発達、学習などについての現状や何が欠けて何が必要かを把握し、それに基づいて個人を尊重した支援計画の作成や見直しが行われている。

また、積極的に職員から話しかけるだけでなく、利用者アンケートをこまめに実施し

意見を取り入れるなど、日常的にニーズの把握に努めており、毎月のケース検討会議や日々のミーティングで支援計画の迅速な検討・修正に活かされている。

◇改善を求められる点

【職員の育成に向けた体制づくり】

母子生活支援施設は、社会的養護を中心に関連する法制度の理解をはじめ、多岐にわたる知識や技術、能力が求められる。今後、より適切な支援を提供するためにも、関係機関や団体とのネットワークの構築と併せて、必要な価値観・知識・技術等々をOJT（職務を通じて行う研修）、Off-JT（職務を離れて行う研修）、SDS（自主的な研修活動への援助制度）を組み合わせながら行うことが望まれる。全国母子生活支援施設協議会から出されている母子生活支援施設の研修体系などを参考に、各職員のレベルに合わせた具体的な研修計画作成するなど、施設として研修体系を整備し人材育成を図っていただきたい。

【地域との交流、地域貢献】

ひまわり荘の近隣には大きな集合住宅があることから、積極的に地域のニーズを掘り起こし、地域との関わりを深め、子育てに悩んでいる母親や、親や学校、友人との関係等で悩んでいる子どもたちが気軽に相談に立ち寄ることができる場所となっただきたい。そのためには、施設を知っていただくことも重要で、施設の考え方や取り組みなどをお知らせした広報誌などの活用を検討いただきたい。

【DV被害への対応】

DV被害者は年々確実に増加しており、声をあげない被害者も多くいると言われており、現在の施設運営はDV被害者を受け入れる体制になっていない。社会的養護施設である母子生活支援施設の使命と役割から、母親と子どもにとって重大で深刻な問題であるDV被害に対応できるよう積極的な検討をお願いしたい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成26年度に初めて第三者評価を受審してから今回2回目の受審となります。この2年間自己評価を実施しながら、改善を求められた点について、全職員で検討し出来るところから改善に取り組んできた結果、今回、その成果を評価していただくことができたものと考えております。

今回の評価において、自己評価よりも低かった項目、高かった項目はありますが、今後も職員一同、関係機関との連携のもと、評価を高くいただいた点については、更に内容を高めるとともに、改善すべき点についても出来ることから着実に取り組み、入所者の自立目標の達成に向け、施設としての責任と機能を果たすべく努力を続けて参る考えであります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※判断基準（a、b、c評価）の定義

「a 評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」：a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」：b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針が明文化され、職員や母親、子どもへ周知されていることが面談でも確認できた。</p> <p>子ども向けにはイラスト入りで、わかりやすい言葉で記載されており、漢字にはルビをふるなどの工夫がされている。</p> <p>母親用には、児童憲章の精神が盛り込まれている。子ども用にもわかりやすく子供の権利が明記されているとさらに充実した内容が期待できる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>職員全員が母子生活支援施設の経営環境を把握している。年間の利用率のデータ等は事業報告書の中で報告している。しかし、入所が福祉事務所経由となるため、入所を必要とする母親と子どもの推移、支援コストの分析は行われていない。また、新規の入所者が激減し、全体の入所世帯が減少しているが原因分析までは至っていない。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>外部の研修会に参加することで、自施設の課題を自覚できるようになってきた。課題については、月に2回行われている職員会議で周知が図られている。</p> <p>改善すべき課題のうち、市との協議が必要なもの（設備等）については、市へ要望を出している。しかし、人材育成の「専門性」については職員全員が改善すべき課題のひとつと捉えているものの、取組みまでは至っていない。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>法人本部の中・長期計画には、母子生活支援施設としての平成25年～30年までの5カ年の事業計画や修繕計画に伴う収支計画が策定されている。その他にも、ひまわり荘の事業実施計画書と管理運営に関する収支予算書が年度ごとに作成されている。</p> <p>今後は、本部で作成している中・長期計画を踏まえて、自施設のものを作成し、必要に応じて見直しが行える仕組みが望まれる。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	⑤ ・b・c
<p><コメント></p> <p>法人としての中・長期計画を踏まえて施設の単年度事業計画が策定されている。また、事業実施計画書に基づいた単年度の行事等が計画されており、その内容は防災訓練、母子面談、外回り掃除、各種講座などの行事名やその行事の目的、実施時期、対象者なども記載されたものとなっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	⑥ ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、職員の意見のほか、母親と子どもへアンケートを実施し、その結果も反映されたものとなっている。職員への周知は、年度初めの職員会議で必ず説明し、必要に応じて毎月の職員会議でも説明している。</p> <p>実施状況の評価・見直しは、毎月の職員会議で行っており、行事については行事終了後に利用者からの意見を取り入れて行き、それを次年度の計画に活かしている。</p>		
⑦	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	⑦ ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度初めの母親懇談会や子供会で資料を配布し、説明を行っている。資料は、</p>		

イラスト入りで子どもが理解しやすく、興味を持つようなものとなっている。

また、事務室入口の黒板には、予定を掲示し利用者への周知を図っている。訪問時には避難訓練などの行事予定が一目でわかるものとなっていた。

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>3年前に第三者評価を受審した結果から、母親のニーズに応じられるよう職員間で検討し、保育所やにこにこ子ども館等への送迎、母親の通院の同行などについて改善されている。第三者評価を受審しない年でも自己評価を行い、QC活動により業務改善の取り組みを行っている。</p> <p>※QC活動 品質管理や業務改善のための手法。最終的には、施設の標準化を図りサービスの質の向上につなげる。(日本福祉施設士会「福祉QC活動」より抜粋)</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果を職員間で共有し分析している。改善への取り組みの一連の流れが資料として作成されている。資料は、表やグラフなどを用いてわかりやすいものとなっている。</p> <p>法人全体として実施している「カイゼン活動」をきっかけとし、第三者評価受審後の結果を受けて、改善への取り組みを職員一丸となって進めている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、年度当初の職員会議で経営・管理に関する方針や取組み、自らの役割と責任などについて説明を行っている。同様に毎月の母親懇談会でも周知を図っている。不在時の権限委任等も文書に明記されている。</p> <p>今後は、施設長としての自らの役割と責任を文書化し、職員や利用者には十分な理解が得られるよう施設内広報誌の利用も検討されたい。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>必要な法令については、県や市から送られてきており、それをファイリングして職員に回覧し、周知を図っている。また、施設長が参加する会議や研修会で得た情報については、職員会議で説明し、職員の理解に努めている。</p> <p>今後は、法改正に伴い必要な法令を適時リスト化するなどして、確実に周知できる取り組みが望まれる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は「母親と子どもの気持ちに寄添い、いかに目的を達成できるか」を常に考え、支援会議にも積極的に参加している。</p> <p>母親との面談には市の担当者、施設の担当職員と共に参加している。また、良い支援ができるようにと利用者の話を時間をかけてじっくりと聴き、信頼関係の構築に努めている。</p> <p>職員へは「母子生活支援施設運営ハンドブック」を配布し、支援の質の向上と専門性の向上に努めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長自ら一般職員と同様にシフト勤務に入っており、行事には必ず出席し、遅番担当職員の仕事の補助をするなどして業務の実効性を高める努力をしている。また、法人で行われている施設長会議に参加し、施設の現状の説明や報告を行っている。</p> <p>今後は、少ない人員体制ではあるが、利用者の安心、安全のために日曜日なども職員が出勤する体制作りが望まれる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>専門性を持った人材の確保や育成の必要性から、職員を研修へ参加させるなどの取組を行っており、研修予定一覧を作成している。</p> <p>今後は、研修目標や課題を設定し、各職員の専門性を高めるためにも具体的な研修計画が望まれる。</p> <p>施設内の研修として、職員会議の場を利用して短時間の勉強会を開催するなど、身近なところから学習の機会を設けることも検討されたい。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人の「期待する職員像」が明確になっており、職員面談が法人本部で行われている。職員の意向や希望も出せる仕組みとなっている。</p> <p>しかし、現在働いている職員は法人のキャリアパスを認識しておらず、将来の働き方に不安があることから、モチベーションを高めて働くことができるようキャリアパスの周知を行うなどの改善が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>育児中の職員が子どもの病気などで休む必要があるときには、無理をせずに休むことができるなどの配慮を職場全体で行っている。また有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。</p> <p>職員からの相談窓口は本部事務局に設置されており、必要があれば相談できる仕組みになっている。施設内では必要に応じて施設長が相談にのっている。</p> <p>今後は、早期に職員の悩み等に気づき、解決を図るためにも定期的に面談を実施し、面談記録として残すことが望しい。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>法人としての「期待する職員像」は明確になっているが、職員一人ひとりの目標管理の仕組みが構築されていない。</p> <p>職員の育成のためには、期待する職員像や理念等を踏まえて職員一人ひとりの目標設定を行い、面接によって取組状況や目標達成状況を確認する仕組みが必要である。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員は外部の研修に参加することで研修の意義を十分に認識し、学習意欲を大きく持つようになった。</p> <p>法人としての職員の教育、研修に関する基本方針や計画が策定されているが、施設としては研修予定表の作成にとどまっており、研修の具体的な目標や課題は明示されていない。</p> <p>今後は、施設としての目標を明確にし、それに基づいた研修計画を策定したうえで、各職員の専門性の向上のための教育や研修が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>機会は少ないものの外部の研修に参加することで、自施設が置かれている状況や支援の質</p>		

も含めた改善すべき課題などを分析できるようになった。		
職員には専門資格の取得や外部研修への積極的な姿勢がみられるため、階層別、テーマ別などの研修が効率よく受けられるよう計画の策定が望まれる。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・ ◎
<p><コメント></p> <p>実習生は、福祉事務所を通して受入れが決まる仕組みとなっており、これまで視察はあるものの実習生の受入れの実績はない。そのため、マニュアルなども整備されていない。</p> <p>今後は、母子生活支援施設の社会的な位置づけを認識し、実習生等を受け入れるための方針等を立ててマニュアルを整備することが望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ◎ ・c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページには法人全体の形で情報が公開されている。苦情については、迅速に対応できるように職員会議等で話し合い、その結果を母親懇談会の席で説明している。</p> <p>地域へ向けての情報公開は、施設の特性から積極的に行っていないという職員の気持ちは理解できるものの、施設の社会的認知、支援を必要としている人々のためにも可能な範囲での積極的な情報発信が望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	◎ ・b・c
<p><コメント></p> <p>事務、経理等に関する手続きはルールに則り行われている。また、必要に応じて公認会計士に相談できる体制になっている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ◎ ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は小学校の評議員や他の団体の役員を引き受け、職員は季節ごとの花を植えて地域の人々との交流をもち、施設への理解を得る努力をしている。また、子どもが施設へ友だちを連れてきて遊べる環境にある。</p> <p>母親対象の講座では、地域の人々の参加を呼びかけるチラシを隣接している児童センターへ置くなどの取組を行っている。</p>		

<p>今後は、地域との関わり方の基本的な考え方を職員が共有できるように明文化することが望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>郡山市の生涯学習きらめきバンク「達人先生」を活用し、アロマセラピーやリンパマッサージ等の講座を施設の中で開催している。</p> <p>今後は、受入れにあたっての基本方針を明文化し、受け入れたことでのトラブルや事故を防ぐためにもマニュアルを整備することが望ましい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>施設や母親などが関係する福祉事務所（子ども支援課）、児童相談所、ハローワーク、病院、保健所等の一覧を作成している。</p> <p>福祉事務所へは定期的に情報提供を行っているが、保育所や学校へは必要に応じて行っているのが現状である。</p> <p>母親と子どものためには、多方面からの支援が必要であるため、定期的な連絡会や連携方法などの検討が望まれる。また、相互の情報提供は記録に残すことで確実に情報共有を図り、今後に活かすことが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。</p>	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>施設は広い集会室や職員の専門性という機能を持っているため、今後はそれらを活かして、子育てに悩んでいる地域の母親や親との関係等で悩んでいる子どもたちが気軽に相談できる場所となることや、施設の子どもたちへ行っている学習支援や調理実習を地域の子どもたちにも広げるなどの取り組みを行っていただきたい。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>施設長は、小学校の評議員を引き受けており、不定期ではあるが民生委員や児童委員との情報交換を行っている。</p> <p>今後は、その機会を活用し、まずは地域のニーズの把握に努めることを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>母子生活支援施設協議会から配布されている倫理綱領を全ての利用者が目にする事ができる浴室に掲示し、利用者に対しても取り組み姿勢を明示しているとともに、職員全員が倫理綱領の携帯版を携帯している。</p> <p>自立支援マニュアルに沿った自立支援計画の立案実施を徹底するよう努めていて、それぞれのケースを通して、ケース検討会議などの場で学びを深めると共に、日々の実践につなげようと努力をしている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>職員会議等を通して、日常的に全職員にプライバシー保護や権利擁護の重要性について意識啓発を行っている。</p> <p>職員は、個人情報の管理とプライバシー保護各々に対する意識は持っているものの混同しているところがあるため、改めて双方の違いを確認し、マニュアルを再整理することが望まれる。</p> <p>また、プライバシー保護や権利擁護に関わる「不適切」な事案発生時の対応を文章化することで、さらに充実した支援へつなげると期待できる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>母親、子どもそれぞれにわかり易く伝わる工夫がなされた入所ガイドが用意されている。</p> <p>また、個々の利用者に合わせて状況に応じた情報提供が行われていることが入所説明時の記録において確認できた。</p> <p>説明の仕方などについてもわかり易く丁寧であることが利用者面談の中で確認された。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援マニュアルに沿って、母子それぞれに自立支援計画を作成し、その内容を本人へ説明している。</p> <p>支援計画の内容そのものは記録として残されているが、説明と同意は口頭で行われていることから、自立支援計画書に本人の同意欄を設け、署名することで本人の意思表示の確認ができるようにしたい。</p> <p>また自立に向け、本人の主体性を促進させる目的も意図して、自立支援計画を本人に渡すことが望ましい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

<p><コメント></p> <p>退所後に関りが途絶えないよう相談受付を継続すること、どの職員にでも相談できることを伝える書面を利用者に渡している。</p> <p>また施設の行事案内や年賀状、暑中はがきを送るなどして、気軽に相談できる関係継続に配慮している。退所した子どもの中には行事の際に施設を訪れ、入所時代を懐かしがって話をしていくこともある。</p> <p>今後は、他の施設等へ移っても支援の継続性が図られるよう手順書と引継ぎ文書の様式を整備しておくことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年4回の母親懇談会や年2回の子ども会に参加して、日頃から意見を聴取しているほかに、利用者から提起された問題や要望等に対して、全利用者対象のアンケートを実施するなど、積極的に意見を取り入れ改善につなげている。</p> <p>大きく改善したものとしては、これまで行っていなかった病気の母親に代わっての保育園への送迎などがあげられる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「風呂日誌」に書き込まれている入所者からの様々な意見を集約し、一つひとつに対する対応を年度始めの第1回母親懇談会にてフィードバックして公表に努めている。改善された実績としては職員の利用者への対応やシャワー時間の延長等が確認できた。</p> <p>更に、苦情の申立書には記名欄が設けられているものの、匿名であっても良いことを口頭にて説明している。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「苦情解決制度をご利用ください！」の文書を全ての利用者が目にする事が出来る浴室に掲示している。</p> <p>日頃から、職員誰にでも意見や要望を伝えて良いことを口頭で伝えているものの、文書化していなかったが、気づいた時点で迅速に掲示物を修正するなどして、柔軟に対応していた。</p> <p>相談を受ける場合は、話やすい環境を意識した対応を心がけている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>懇談会にて提起された問題で即座に回答できないことについては、持ち帰り検討することを伝え、一つひとつ対処している。</p> <p>これまで、子どもの送迎支援の実施に関する要望や、シャワー時間の延長要望の問題など、</p>		

それぞれ職員会議で検討を重ねて、対処しサービスの向上に努めてきている。個別案件に対しては丁寧に対応がなされ、記録にも残されているものの、マニュアル化するまでには至っていない。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「日常点検実務研修」などに参加するとともに、施設業務点検マニュアルに基づき点検を実施している。</p> <p>日頃から、安全・安心な支援の実施について職員会議を通して職員に意識啓発をおこなっているものの、ヒヤリハット事例の蓄積等の取り組みは行っておらず、事故発生の際の要因分析やそれに基づく再発防止点検に取り組むまでには至っていない。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価受審後、結果を受けて平成28年度に感染症対応マニュアルの作成を行っている。それと共に、感染症対策・感染症予防に関する講習会に職員を派遣し、施設内での伝達研修も実施している。また、母親懇談会で感染症についての資料を配布し周知する活動が取り組まれていることも記録により確認できた。</p> <p>今後、マニュアル見直し時には、責任と役割も明記し、職員全員にとって感染症の対策・予防の具体的な手引書となるべく再点検されることを期待したい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>緊急対応マニュアルに基づいて災害時の対応体制が準備され、計画的に災害避難訓練なども実施されている。災害時のための備蓄品リストも用意されていて、備蓄品の充実に努めている事がうかがえたが、食品なども含めてさらなる充実を図りたい。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援マニュアルに基づいて母親と子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護の実践に努めている。</p> <p>またその支援が適切に行われているかについては、年4回の母親面談の中で、自立状況の確認、就労状況や困りごと等について確認を行っている。</p> <p>更に、毎月行うケース検討会議では毎回、全てのケースについて実践を検証する事が出来ており、職員全員で細かな確認と実践が行われている。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援マニュアルに基づいて個別の計画を立案し、それに基づいて支援を行っている。母親や子ども自身の参加も得ながら計画実施状況の確認を行い、必要に応じてさらなる計画の再検討等を実施している。</p> <p>職員は自覚せずにPDCAサイクルを実践していたが、今後は認識して取り組むことでさらなる支援の質の向上が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援マニュアルに基づいて記録様式を整備し、どの職員も自立支援計画が作成できるように努めている。施設職員内に国家資格者が少なく、そのため支援困難なケースへの対応が十分ではないと職員は認識している。</p> <p>今後は関係機関を含め、多職種関与の下でケース会議を開催するなどして、専門的知識を習得し、より適切な支援につながることを期待したい。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画作成後、年4回の母親面談、年2回の子ども面談を通して、利用者参加の評価・見直しが行われている。職員も毎月のケース検討会や日々の職員会議ミーティングの中で、課題について迅速な検討・修正などができるようになっている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>全てのケースについて職員全員で自立支援計画、日々の支援記録が適切に記録されており、状況を十分に把握できている。周知されるべき内容の文書については、全員に回覧され、押印することが徹底されており、共有化が図られている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>記録管理の責任者については法人本部の諸規定の中で明記されている事が確認できた。</p> <p>情報の管理についてはプライバシー保護マニュアルに基づいて実施されているものの、本施設の利用者はそれぞれ特殊な事情で施設サービス利用に至っていることを考慮し、現在の記録の取り方やその情報の管理体制について再度検討することが必要である。</p>		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※判断基準（a、b、c評価）の定義

「a 評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」：a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」：b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>それぞれの職員が向上心を持ち、母親と子どもの自立に向けた支援に取り組んでいる様子が、職員面談や各種記録からも確認できた。しかしながら、根拠に基づいた支援となっておらず、職員自身が自分達の行っている支援が果たして十分であるのか自信が持てない状況にある。そのため、今後は専門性向上を目指した計画的な研修受講体制整備や資格取得への支援等が行われることを期待したい。</p> <p>また、利用者同士の苦情の解決について、利用者全員の意見を取り入れながら解決を図っている姿勢が確認できたが、約束を守れない利用者にも本人の強みに働きかけてルールを守れるよう支援するなど、個別性の高い支援に取り組むことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>毎月の職員会議等で不適切なかかわりをしないように口頭で説明されているものの、具体的に明示したものがない。そのために、その状況をイメージし、職員が共有できているとは言い難く、予防するといったところまで至っていない。まずは不適切なかかわりによる権利侵害例の共有から取り組まれることを期待する。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日頃から入所者と職員間のコミュニケーションを多く取るように努めていることから、利用者間のトラブル等についても利用者からの情報提供によって把握し、注意を促す等の対処</p>		

<p>ができている。</p> <p>しかしながら、不適切な行為をしないようにといった一般論で語られることが多く、分かりやすく具体例を示して周知するには至っていない。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>職員自身が把握した物音や怒鳴り声、利用者から寄せられる情報に対して、迅速な対応を取っているが、子どもたち自身が自らを守るための学びの場の提供ができていない。</p> <p>不適切なかかわりの起りやすい状況や訴え・サインを見逃さないよう研修や話し合いを通して更なる援助技術の習得に努めると共に、具体的な体制整備に繋げていただきたい。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>宗教に関する問題は、以前も現在も実際に起こっていないことから、特段の取り組みは行っていない。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>利用者の自治会組織として親睦会を設置しており、新規利用者には入会を促している。会長1名、副会長2名を決めて毎年の活動を行っている。</p> <p>職員は親睦会の会議に毎回参加して、会議開催文書作成、会議録作成など会の運営をサポートしているが、利用者自身が主体的に行うところまでには至っていない。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>就労支援については本人の意思を尊重し、自由に選択できるよう支援をしている事が記録や利用者面談からも確認できた。しかし、本人の強みを見出し、それを強化していくといった視点（ストレングスの視点）で支援を行うまでには至っていない。</p> <p>今後は本人の自立に向けた意欲や持っている力を活かして自立をめざして主体性を強めていく（エンパワメント）支援が求められている。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもや母親の希望を取り入れながら、参加しやすいよう工夫して行事の企画運営を行っている。とりわけ母親を対象としたものは開催時間に配慮して実施されている。</p> <p>現在の入所世帯数や母親、子どもの年齢の違いから全てに対応するものを企画することが</p>		

難しいと職員は感じているが、あえて対象者を限定し個別性の高い行事を企画することも検討されたい。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>退所後に孤立することがないように、施設行事などの手紙を送って招待している。参加する元利用者もあり、継続支援の意義を感じているところであるが、どのような状態をもって支援の終結とするのか、いつのタイミングでその判断をすれば良いのか等について、悩ましいと職員は感じている。</p> <p>今後は課題解決のためにも、施設単独で抱え込むことなく、関係機関や団体とのネットワークの構築が求められる。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>現在、入所世帯数も少なくきめ細かな支援を行っている事が記録からも確認できた。しかし、中には心理的支援やソーシャルワークとしての専門的支援が必要と思われるケースもある事から、職員自身が専門性の向上が喫緊の課題であると認識している。モチベーションを維持し、さらなる向上を期待したい。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>新規利用者に対しては、入所後1か月をめぐりに自立支援計画を作成するようにしている。その間、施設職員との面談やコミュニケーションも多く取るようになっており、施設生活に少しでも慣れるような支援につながっている。</p> <p>入所ガイドや緊急入所マニュアルの文面について利用者主体の視点から再検討する姿勢がみられ、入所に対する不安や抵抗感を出来るだけ軽減するよう努めている。</p> <p>しかし、現在の居室は母子が生活するために十分なスペースとは言えず、受験を控えた子どもが勉強に集中できるように空き室を有効活用するなどの検討をしてほしい。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>金銭管理の支援が行われている事が記録によって確認できた。また、料理が不得手な母親に対してはレシピを紹介したり、母親懇談会にて試食品を渡したりして料理について具体的にイメージできるよう支援している。時には行事としてクッキングを取り入れたりもして、</p>		

個々の抱える課題について丁寧に対応している。		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>現在の職員の力量で対応に困難を感じるケースの支援については、行政担当課や福祉事務所と連携を取りながら支援を行っている。</p> <p>職員は夜間の支援ができないことなどを不十分と認識しているものの、災害発生時や利用者から電話があれば必要に応じて駆けつけるなど24時間の連絡体制は整備されており、現状の体制下においてできる限りの改善に努めていると確認できた。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の構造上、職員がいる事務所を必ず通るというようになっていないものの、機会をとらえて母親や子どもたちに声をかけるようにし積極的なコミュニケーションに努めている。その効果もあってか母親の方から「話を聴いてくれませんか」と職員に声をかけてくることもある。心理面の専門的な職員配置は叶っていないものの、遅番の職員に話を聴いてもらってストレスが解消したという記録も残されていて、とにかく聴いてほしいといった利用者のニーズに対して、施設長を筆頭に対応できていることも確認できた。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>発達に何らかの障害があると思われる子どもについて、これまで療育センター受診を勧め、適切な支援に向けてアプローチできたケースもある一方で、対応に苦慮するケースもあり、望ましい支援に至っていないと職員自身が認識している。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>小学生については勉強することの習慣づけになるよう学習支援を行っている。中高生については職員が直接学習の助言や指導等を行うことはできていないものの、隣接する児童センターの学習ボランティアを活用し子どもたちへ参加を促したり、進路に関する情報提供を行うなどしてサポートしている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>施設職員と子どもとのコミュニケーションを通して、大人との関係づくりの体験をする支援を行っている。施設としてボランティアの受け入れなどは行っていないが、隣接する児童センターには多くのボランティアがかかわっていることから、子どもたちはそのセンターを利用することでボランティアとのかかわりもできている。</p>		

<p>子どもの言葉使いや生活習慣についての教育や支援が必要なケースがあり、施設長が男性の大人として意識的に関わり、一つ一つ丁寧に語りかけたり助言したりしている。当該児童も地域の子ども祭りには参加し、子ども神輿も意欲的に担ぐ等の活動参加ができています。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>母親から子どもに手紙を書いてもらい、それを読む機会を作ったり、絵本による生命の誕生が尊いものであることを伝える取り組みを行っていることが確認できた。</p> <p>今後は、教育専門家や医療関係者等に依頼するなどして、性に関する正しい知識を子どもたちに伝えることや、職員も性のありかたについて勉強会を行うなどを具体的に検討し、できるところから進めていただきたい。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>緊急対応マニュアルを作成し、DV被害を含まない緊急時の入所の受け入れを行っている。現在の施設運営ではDV被害者を受け入れる体制になっていない。DV被害の母親やその子どもが増えており、DV被害者を受け入れる母子自立支援施設が不足している日本全国の状況を鑑みて、現状の自施設の受け入れ態勢が良いものかと職員自身が疑問を感じている。</p> <p>今後、委託元、受託法人の施設運営方針において社会情勢に対応できる施設運営ができるよう検討されることを望みたい。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・ ⓒ
<p><コメント></p> <p>現在の施設運営ではDV被害者を受け入れる体制になっていない。ついては、今後施設においてDV被害者を受け入れる体制整備の検討を望みたい。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・ ⓒ
<p><コメント></p> <p>現在の施設運営ではDV被害者を受け入れる体制になっていない。ついては、今後施設においてDV被害者を受け入れる体制整備の検討を望みたい。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・ ⓒ
<p><コメント></p> <p>これまで必要に応じて福祉事務所と連携を取って支援を行った経過がある。日常的に施設職員として子どもに対しては一人ひとりを尊重した対応を行っているものの、今後は虐待の事実気づく目を養い、他機関とも連携して児童の権利回復の為の支援ができるようになる</p>		

ことが強く望まれる。		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A⑳	A-2-(6)-㉔ 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>これまで特別支援学校や子ども家庭相談センターと連携を取りながら支援した事例が記録によって確認できた。</p> <p>明らかに児童虐待案件として入所している母子は現在ないものの、児童相談所への通報とその後の支援の在り方について協議し、連携を取りながらの支援を開始されることを強く望む。</p>		
A㉑	A-2-(7)-㉑ 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもから寄せられる相談については、しっかりと話を聴き、受け止めているが、関係調整まで取り組む活動は実践できていない。</p> <p>また、母子の親族から相談が寄せられたことも記録として残っているが、相談者が「相談内容を記録として残さないで欲しい」と要望したことから、その内容については残されていない。この点については、福祉専門機関としてどう対処すべきかについて検討されたい。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉒	A-2-(8)-㉑ 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>過去には精神科受診の必要がある母親が入所していたため、本人の同意のもと病院受診に同行していた。現在、対象となる利用者はいないものの、支援が必要となった場合に適切な対応ができるように、日頃から精神疾患等の支援に関する知識を身につけておくことが望ましい。さらに、適切な支援のためには各関係機関と日頃から意識的に連携することも望まれる。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉓	A-2-(9)-㉑ 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>母親の就労については情報提供や母子家庭等就業自立センターとの連携を行っている。</p> <p>今後は、将来の生活に希望が持てるように、母親の意向に添ったものを多くの情報の中から精査して提供することや相談、助言を行うことも望まれる。</p> <p>また、就職活動中の母親には自信をもって活動できるように模擬面接を実施するなど検討されたい。</p>		
A㉔	A-2-(9)-㉒ 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>未就労の母親に対しては求人情報の提供を行ったり、市から送られてくる情報について</p>		

も適宜渡している。

短期間で仕事を辞めてしまうケースの場合、生活困窮状態となっていることから行政と連携しているが、生活保護受給に関する情報提供にとどまっている。

A-2-(10) スーパービジョン体制

A⑳	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉑・c
----	---------------------------------------------------------	-------

<コメント>

施設長が各種研修会にも積極的に参加し、スーパーバイザーとしての役割を果たすよう努めているが、国が定める基幹的職員配置とまではいたっておらず、スーパービジョン体制としては十分とは言えない状況にある。